

# しょうがいしゃたんきにゅうしょ しょうがいしゃたんきにゅうしょ しょうがいしゃたんきにゅうしょ 障害者短期入所サービス利用契約書

\_\_\_\_\_（以下、「利用者」といいます。）と科長の郷（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う障害者短期入所サービスについて、次のとおり契約します。

## だい じょう けいやく もくてき 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者の居宅における自立の支援と日常生活の充実のために必要なサービスを適切に提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

## だい じょう けいやくきかん 第2条（契約期間）

- この契約の契約期間は、平成 年 月 日から利用者の自立支援介護給付費支給期間満了日(平成 年 月 日)までとします。
- 本契約でいう「契約期間」とは、前項に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、前項で定められた契約期間内において、事業者が利用者に対して、現に短期入所サービスを実施する期間をいいます。

## だい じょう たんきにゅうしょ ないよう 第3条（短期入所サービスの内容）

- 利用者が利用できるサービスの種類は、重要事項説明書のとおりです。
- 事業者は、サービス提供にあたり、自傷他害の恐れが急迫で、他に取らう手段がない場合を除き、利用者の行動を制限する行為は行いません。
- 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業所に申し入れることができます。その場合、事業者は可能な限り利用者の希望に添えるようにします。

だい じょう きょたくせいかつ じりつしえんかいごきゅうふひしきゅうしんせい かか えんじょ  
第4条（居宅生活にかかる自立支援介護給付費支給申請に係る援助）

- 1 事業者は、利用者が自立支援介護給付費支給期間終了に伴う自立支援介護給付費支給申請を円滑に行えるよう、利用者を援助します。

だい じょう ていきょう きろく  
第5条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、毎回のサービス終了時に、利用者から書面によりサービス提供に関する記録の確認を受けます。なお、記録はサービス提供日から5年間保存します。
- 2 利用者は、10時～17時に、その事業所において、当該利用者に関する1項の諸記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する1項の諸記録の複写物の交付を受けることができます。

だい じょう りようりょう  
第6条（利用料）

- 1 利用者は、サービスの対価として市町村が定める定率負担額ならびに生活にかかわる費用のうち実費負担として、食費を事業者に支払うものとします。ただし、障害者総合支援法に基づく介護給付費等については、利用者に代わり市町村より代理受領します。
- 2 事業者は、利用者が希望する特別なサービスに要する費用の支払いを利用者に請求できます。
- 3 利用者は、サービス利用料金と利用者負担額（受給者証に記載）をサービスの利用終了時に事業者に支払うものとします。

だい じょう そうだん くじょうたいおう  
第7条（相談・苦情対応）

- 1 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口（重要事項説明書に記載）を設置し、この契約に関する利用者の要望、苦情等に対し、利用者の立場

た せいじつ じんそく たいおう かいぜん つと くじょう もうした  
に立って、誠実かつ迅速に対応し、改善に努めます。なお、苦情の申立てによ  
りようしゃ ふりえき たいおう う いっさい  
って、利用者が不利益な対応を受けることは一切ありません。

つぎ じゆう がいとう ばあい りようしゃ じぎょうしゃ たい かいぜんおよ かいぜんけつか  
2 次の事由に該当する場合は、利用者は事業者に対し、改善及び改善結果の  
ほうこく もと  
報告を求めることができます。

① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合

② 事業者が守秘義務に反した場合

③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を  
おこな ばあい  
行った場合

## だい じょう けいやく しゅうりょう 第8条（契約の終了）

じぎょうしゃ やむをえないじじょう ばあい りようしゃ たい にちかん よこく  
1 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告  
きかん おいてりゆう しめしたぶんしょ つうち けいやくしょ かいじょ  
期間を置いて理由を示した文書で通知することによりこの契約書を解除するこ  
とができます。

① 利用者が事業所に支払うべきサービスの利用料金を3か月以上滞納し期間  
さだめさいさんかんこく しはらわなばあい  
を定め再三勧告したにもかかわらず支払わない場合。

② 利用者が故意または重大な過失により事業者もしくはサービス提供職員  
けいやく けいぞく がたいじゅうだい  
に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続し難い重大  
じじょう しょうじさせ じょうきょう かいぜん みこめないばあい  
な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合。

③ 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めるとき。

④ 天災、災害、感染症蔓延、その他やむを得ない理由により施設を利用させる  
ばあい  
ことができない場合。

⑤ 利用者が連続して3か月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる  
ばあい げん れんぞく 3かげつ こえてにゅういん ばあい  
場合または現に連続して3か月を超えて入院した場合。

⑥ 利用者が死亡した場合。

⑦ やむを得ない事情により施設を廃止または縮小する場合。

## 2 利用者の居宅生活についての自立支援介護給付費の支給決定が取り消された

場合、もしくは支給決定期間終了に伴い自立支援介護給付費支給申請を

行った結果、不支給となった場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了

します。ただし、利用者の出身世帯の転居に伴い支給決定が取り消された後に、

引き続き転入先の市町村で支給決定された場合は、必要に応じて契約変更で

対応することができることとします。

## 第9条（秘密保持）

1 事業者及びその従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及

びその家族に関する秘密を、正当な理由なく他の事業者及び第三者に漏らしま

せん。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 前項の規定にかかわらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関

による審査のために、事業者が利用者の個人情報を用いることに、利用者は

同意します。

## 第10条（賠償責任）

1 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに

市町村・利用者の家族等に連絡します。

2 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由に

より利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその

損害を賠償します。

## 第11条（緊急時の対処）

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、医師に連絡を取る等必要な

処置を行うとともに、あらかじめ届け出られた連絡先に、可能な限り速やかに連絡

します。

だい 12じょう ほんけいやく さだ じこう  
第12条 (本契約に定めのない事項)

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、知的障害者福祉法令及び障害者総合支援法その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

だい 13じょう さいばんかんかつ  
第13条 (裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 平成 年 月 日

契約者氏名

事業者 (事業者名) 社会福祉法人 佳松会

(住所) 大阪府南河内郡太子町大字畑100番地1

(代表者名) 理事長 小西 清海 印

利用者 (住所) 〒

(氏名) 印

上記保護者または代理人

(住所) 〒

(氏名) 印

(利用者との関係)



しょうがいしゃたんきにゆうしょさーびすじゅうようじこうせつめいしょ  
**障害者短期入所サービス重要事項説明書**

へいせい ねん がつ にちげんざい  
 (平成30年 月 1日現在)

1 じぎょうしゃ がいよう  
**事業者の概要**

けいえいじぎょうしゃ ないよう 経営事業者の内容	しゃかいふくしほう だいにしゅしゃかいふくしじぎょう 社会福祉法による第二種社会福祉事業
めいしょう 名称	しゃかいふくしほうじん かしょうかい 社会福祉法人 佳松会
ほうじんしゅべつ 法人種別	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人
ほうじんしょざいち 法人所在地	おおさかふみなみかわちぐんたいしちょうおおあざはた ばんち 大阪府南河内郡太子町大字畑100番地1
でんわばんごう 電話番号	0721-98-5000
だひょうしゃしやくしめい 代表者職氏名	りじちよう こにし きよみ 理事長 小西 清海

2 しせつ がいよう  
**施設の概要**

しせつ めいしょう 施設の名称	しなが さと 科長の郷
しせつ しゅるい 施設の種類	していしょうがいしゃたんきにゆうしょじぎょう 指定障害者短期入所事業（指定障害者支援施設に併設）
じぎょうしょばんごう 事業所番号	2713500060 (へいせい ねん がつ にちしてい) (平成18年10月 1日指定)
しせつ もくてき 施設の目的	この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことが出来るよう支援することを目的とする。
しせつかいせつねんがっぴ 施設開設年月日	へいせい ねん がつ がつ 平成8年3月1日
しせつ しきちめんせき 施設の敷地面積	7876.37㎡
のべゆかめんせき 延床面積	1913.11㎡
にゅうしょていいん 入所定員	へいせつがた だんじょけい めい くうしょうがた 併設型 男女計7名 / 空床型
うんえいほうしん 運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の人権やプライバシーを尊重し、思いやりのある豊かな人間形成をめざした支援を行なう。</li> <li>・社会のルールや一般常識の習得、就労意欲などの自立生活を送るための支援を多角的に行なう。</li> </ul>

3 施設の職員体制

職種	員数	区分				常勤 換算後 の職員	保有資格
		常勤		非常勤			
		専従	兼任	専従	兼任		
施設長	1	0	1	0	0	1.0	社会福祉主事任用
サービス管理責任者	1	0	1	0	0	1.0	介護福祉士
医師	2	0	0	0	2	—	医師
看護師	2	0	2	0	0	2	看護師
生活支援員	35	0	29	0	6	32.0	社会福祉士 介護福祉士
栄養士	1	0	1	0	0	1.0	管理栄養士
調理員	8	0	4	0	4	5.6	調理師
事務員	4	0	3	0	1	3.5	社会福祉主事任用

4 職員の勤務体制

職種	勤務体制
施設長	正規の勤務時間帯(9:00~18:00)で勤務
生活支援員 介助員	早出 (07:00~16:00) 日勤A (09:00~18:00) 日勤B (09:30~18:30) 遅出 (12:00~21:00) 夜勤1 (15:30~翌09:30) 夜勤2 (13:00~翌07:00)
医師	月4回
看護師	早出 (08:00~17:00) 日勤 (09:00~18:00) 夜間、休暇日においても緊急対応します。
栄養士	正規の勤務時間帯 (09:00~18:00)
調理員	早出 (06:00~15:00) 日勤 (09:30~18:30) 遅出 (10:30~19:30)
事務員	正規の勤務時間帯 (09:00~18:00)



## 5 施設の設備等の概要

### ①居室

居室の種類	へやかず 室数	ひとりあ 一人当たりの広さ	びこう 備考
ひとりへや 1人部屋	1	9.60m <sup>2</sup>	しゅうのう 収納スペース 含
2にんへや 2人部屋	3	6.72m <sup>2</sup>	しゅうのう 収納スペース 含

### ②その他設備

設備の種類	へやかず 室数	めんせき 面積	びこう 備考
しょくどう 食堂	1	152.00m <sup>2</sup>	
よくしつ 浴室	2	39.42m <sup>2</sup>	
さぎょうしつ 作業室	3	471.70m <sup>2</sup>	
いむしつ・せいようしつ 医務室・静養室	1	7.92m <sup>2</sup>	
そうだんしつ 相談室	1	10.66m <sup>2</sup>	

## 6 施設サービスの内容

### ①日常生活支援

しょくじ 食事	<p>しょくじじかん (食事時間)</p> <p>ちょうしょく 朝食 8:00～9:00</p> <p>ちゅうしょく 昼食 12:00～13:00</p> <p>ゆうしょく 夕食 18:00～19:00</p> <p>えいようし こんだて こじん おう 栄養士の献立のもと、個人に応じた食事や季節に応じた食事を提供します。</p>
にゅうよく 入浴	<p>しゅう さいてい かいにゅうよく おこな 週に最低3回入浴を行います。</p> <p>かき 夏季についてはシャワー浴も行ないます。</p> <p>ただし、りようしゃの しんしん じょうきょう によりにゅうよく することが こんなん ばあい、 清拭となる場合があります。</p>
せいそう 清掃	りようしゃ にもできる はんい せいそう さんが うなが しょくいん えんじょ 利用者にもできる範囲で清掃に参加するよう促し、職員が援助します。
せんたく 洗濯	りようしゃ にもできる はんい せんたく さんが うなが しょくいん えんじょ 利用者にもできる範囲で洗濯に参加するよう促し、職員が援助します。

### ②余暇活動等支援

ぎょうじ 行事	<p>セタ・クリスマス会・餅つき大会・その他季節に応じた行事</p> <p>※諸事情により変更する場合があります。</p>
クラブ活動	スポーツ ・ とうげい ・ おんがく ・ アート
サークル活動	カラオケ ・ ドライブ ・ レクリエーション

## 7 利用料金

### ①介護給付費支給対象サービス利用者負担額

利用者が利用したサービスの量に応じ、市町村長が定めた額をお支払いいただきます。利用者の出身世帯が他の市町村に転出する場合は、利用者負担額が変わることもありますので、あらかじめ施設までご連絡をお願いします。なお、施設が利用者に代わり市町村から受領した介護給付費の額については、利用者へ通知します。

### ②その他の料金

以下のサービスについては利用料金を頂きます。

項目	料金	備考
故意、破損の弁償費用	実費	
特別な食事	実費	
記録等複写費用	モノクロ1枚10円 カラー 1枚50円	
写真代	1枚50円	行事等で撮影した場合に販売
食事代	朝食 360円 昼食 660円 夕食 650円 行事食(実費)	うち食材費230円 うち食材費440円 うち食材費340円
食事のキャンセル料	食事の実費	食事の実費分 当日、申し出のキャンセルのみ
歯ブラシ(1本)	100円	
おやつ代	60円	施設より提供したおやつの代金
買い物代行	1回につき500円 +交通費	緊急の場合のみ受付けします。交通費は1kmあたり20円頂きます。

\* 特別な事情・緊急の場合は、状況に応じて施設長の判断のもと対応していきます。

## 8 当施設ご利用に際し留意いただきたい事項

面会	面会は自由です。ただし、入り口の来訪者名簿にご記入ください。
飲食等	居室・棟内への持ち込みはご遠慮ください。
喫煙	指定喫煙場所をお願いします。指定喫煙場所以外は全館禁煙です。
居室等の利用	施設内の居室や設備等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他の利用者へ損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。
宗教活動等	利用者の思想信条、信仰は自由ですが、他の利用者に対する布教・各種啓発活動・販売活動等はご遠慮ください。
貴重品の管理	利用者の責任において管理していただきます。 自己管理の困難な利用者につきましては、施設側が管理いたします。

\* 修繕や害虫駆除または感染症等の発生のため、ご利用いただけない日があります。

## 9 緊急時の対応方法

利用者の状態に急変があった場合は、協力医療機関または利用者の指定する医療機関に連絡する等必要な処置を講ずるほか、下記のご家族等へ速やかにご連絡します。

### 【緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	固定 ( ) 携帯( )
続柄	

## 10 協力医療機関

当施設が定めている協力医療機関は次の通りです。

医療機関名	国分病院
所在地	大阪府柏原市旭ヶ丘4-672 *当施設から車で15分です。
電話番号	072-978-6072
診療科目	内科 神経科 精神科

医療機関名	社会福祉法人聖徳会 クリニックいわた
所在地	大阪府松原市阿保3-4-31 *当施設から車で30分です。
電話番号	072-337-8821
診療科目	内科、精神科

## 11 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「消防計画」により対応します。
防火管理 責任者	小倉弘行
避難訓練	利用者も参加の上、年2回以上実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スプリンクラー</li> <li>・非常通報装置</li> <li>・非常用電源</li> <li>・カーテン等は防災性のあるものを使用しています。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知器</li> <li>・誘導灯</li> </ul>

## 1.2 事故発生時の対応方法について

事故・災害に備えて、本施設は下記の損害保険に加入しています。

加入保険会社名：三井住友海上火災保険株式会社

加入保険内容：施設賠償保険・利用者見舞金保険

## 1.3 この契約に関する苦情・相談窓口

### ①当施設ご利用相談・苦情窓口

苦情受付窓口（担当者）	内藤 直美、木村 洋
受付時間	10:00～17:00
苦情解決責任者	中山 崇
第三者委員	阪本 喜久夫 連絡先：0721-98-2262

### ②大阪府社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」

担当部署	大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会事務局
電話番号	06-6191-3130
FAX	06-6191-5660
E-mail	tekisei@osakafusyakyō.or.jp
受付時間	月～金 10:00～16:00（祝日等をのぞく）

### ③大阪府市町村苦情相談受付窓口

名称	所在地	電話番号	該当
岸和田市福祉事務所	〒596-8510 岸和田市岸城町7-1	0724-23-9469	
豊中市福祉事務所	〒561-8501 豊中市中 桜塚3-1-1	06-6858-2224	
池田市福祉事務所	〒563-8666 池田市城南1-1-1	072-754-6255	
吹田市福祉事務所	〒564-8550 吹田市泉町1-3-40	06-6384-1231	
泉大津市社会福祉事務所	〒595-8686 泉大津市東雲町9-12	0725-33-1131	
貝塚市福祉事務所	〒597-8585 貝塚市畠中1-10-1	0724-33-7012	
守口市福祉事務所	〒570-8666 守口市京阪本通2-2-5	06-6992-1221	
枚方市福祉事務所	〒573-8666 枚方市大垣内町2-1-20	072-841-1221	
茨木市福祉事務所	〒567-8505 茨木市駅前3-8-13	072-620-1636	
八尾市福祉事務所	〒581-0003 八尾市本町1-1-1	0729-24-3838	
泉佐野市福祉事務所	〒598-8555 泉佐野市市場東1-295-3	0724-63-1212	

とんだばやししふくしじむしょ 富田林市福祉事務所	〒584-8511	とんだばやしときわちよう 富田林市常盤町1-1	0721-25-1000	
ねやがわしふくしじむしょ 寝屋川市福祉事務所	〒572-8533	ねやがわしいけだにしまち 寝屋川市池田西町28-22	072-824-1181	
かわちながのしふくしじむしょ 河内長野市福祉事務所	〒586-8501	かわちながのしはらちよう 河内長野市原町396-3	0721-53-1111	
まつばらしふくしじむしょ 松原市福祉事務所	〒580-8501	まつばらしあお 松原市阿保1-1-1	072-334-1550	
だいとうしふくしじむしょ 大東市福祉事務所	〒574-8555	だいとうしたにがわ 大東市谷川1-1-1	072-872-2181	
いずみしふくしじむしょ 和泉市福祉事務所	〒594-8501	いずみしふちゆうちよう 和泉市府中町2-7-5	0725-41-1551	
みのおしふくしじむしょ 箕面市福祉事務所	〒562-0014	みのおしかやの 箕面市萱野5-8-1	072-727-9506	
かしわらしふくしじむしょ 柏原市福祉事務所	〒582-8556	かしわらしあんどうちよう 柏原市安堂町1-55	0729-72-1501	
はびきのしふくしじむしょ 羽曳野市福祉事務所	〒583-8585	はびきのしこんだ 羽曳野市誉田4-1-1	0729-58-1111	
かどましふくしじむしょ 門真市福祉事務所	〒571-8585	かどましなかまち 門真市中町1-1	06-6902-1231	
せつつしふくしじむしょ 摂津市福祉事務所	〒566-8555	せつつしみしま 摂津市三島1-1-1	06-6383-1111	
たかいししふくしじむしょ 高石市福祉事務所	〒592-8585	たかいししかも 高石市加茂4-1-1	072-265-1001	
ふじいでらしふくしじむしょ 藤井寺市福祉事務所	〒583-8583	ふじいでらしおか 藤井寺市岡1-1-1	0729-39-1111	
ひがしおおさかしひがしふくしじむしょ 東大阪市東福祉事務所	〒579-8048	ひがしおおさかしあさひまち 東大阪市旭町1-1	0729-88-6617	
ひがしおおさかしなかくしむしょ 東大阪市中福祉事務所	〒578-0941	ひがしおおさかしいわたちよう 東大阪市岩田町4-3-22-300	0729-60-9275	
ひがしおおさかしにしふくしじむしょ 東大阪市西福祉事務所	〒577-0054	ひがしおおさかしたかいだもとまち 東大阪市高井田元町2-8-27	06-6784-7980	
せんなんしふくしじむしょ 泉南市福祉事務所	〒590-0592	せんなんしたるい 泉南市樽井1-1-1	0724-83-0001	
かたのしふくしじむしょ 交野市福祉事務所	〒576-0034	かたのしあまのはらちよう 交野市天野が原町5-5-1	072-893-6400	
おおさかさやましふくしじむしょ 大阪狭山市福祉事務所	〒589-8501	おおさかさやましさやま 大阪狭山市狭山1-2384-1	072-366-0011	
はんなんしふくしじむしょ 阪南市福祉事務所	〒599-0292	はんなんしおざきちよう 阪南市尾崎町35-1	0724-71-5678	
しまもとちようふくしじむしょ 島本町福祉事務所	〒618-8570	しまもとちようさくらい 島本町桜井2-1-1	075-961-5151	
とよのちようふくしか 豊能町福祉課	〒563-0292	とよのちようよの 豊能町余野414-1	072-739-3420	
のせちようふくしか 能勢町福祉課	〒563-0351	のせちようくりす 能勢町栗栖82-1	072-731-2150	
ただおかちようふくしか 忠岡町福祉課	〒595-0805	ただおかちようただおかひがし 忠岡町忠岡東1-34-1	0725-22-1122	
くまとりちようふくしか 熊取町福祉課	〒590-0451	くまとりちようのだ 熊取町野田1-1-1	0724-52-1001	
たじりちようけんこうふくしか 田尻町健康福祉課	〒598-0091	たじりちようおおあざかしょうじ 田尻町大字嘉祥寺883-1	0724-66-8811	
みさきちようけんこうふくしか 岬町健康福祉課	〒599-0392	みさきちようふけ 岬町深日2000-1	0724-92-2001	
たいしちようふくしか 太子町福祉課	〒583-8580	たいしちようおおあざやまだ 太子町大字山田88	0721-98-5519	
かなんちようふくしすいしんか 河南町福祉推進課	〒585-8585	かなんちようおおあざしらき 河南町大字白木1371	0721-93-2500	

ちはやあかさかむらふくしか 千早赤阪村福祉課	〒585-8501	ちはやあかさかむらおおざすいぶん 千早赤阪村大字水分180	0721-72-0081	
おおさかしきたくふくしじむしょ 大阪市北区福祉事務所	〒530-8401	おおさかしきたくおうぎまち 大阪市北区扇町2-1-27	06-6313-9872	
おおさかしみやこじまくふくしじむしょ 大阪市都島区福祉事務所	〒534-8501	おおさかしみやこじまくなかのちよう 大阪市都島区中野町2-16-20	06-6882-9872	
おおさかしふくしまくふくしじむしょ 大阪市福島区福祉事務所	〒553-8501	おおさかしふくしまくよしの 大阪市福島区吉野3-17-23	06-6464-9872	
おおさかしこのはなくふくしじむしょ 大阪市此花区福祉事務所	〒554-8501	おおさかしこのはなくかすができた 大阪市此花区春日出北1-8-4	06-6466-9872	
おおさかしちゆうおうくふくしじむしょ 大阪市中央区福祉事務所	〒541-8518	おおさかしちゆうおうくきゆうたろうまち 大阪市中央区久太郎町1-2-27	06-6267-9872	
おおさかしにしくふくしじむしょ 大阪市西区福祉事務所	〒550-8501	おおさかしにしくしんまち 大阪市西区新町4-5-14	06-6532-9872	
おおさかしみなとくふくしじむしょ 大阪市港区福祉事務所	〒552-8510	おおさかしみなとくいちおか 大阪市港区市岡1-15-25	06-6576-9872	
おおさかしてんのうじくふくしじむしょ 大阪市天王寺区福祉事務所	〒543-8501	おおさかしてんのうじくしんぼういんちよう 大阪市天王寺区真法院町20-33	06-6774-9872	
おおさかしなにわくふくしじむしょ 大阪市浪速区福祉事務所	〒556-0012	おおさかしなにわくなんばなか 大阪市浪速区難波中3-11-16	06-6647-9872	
おおさかしにしよどがわくふくしじむしょ 大阪市西淀川区福祉事務所	〒555-8501	おおさかしにしよどがわくしま 大阪市西淀川区御幣島1-2-10	06-6478-9872	
おおさかしよどがわくふくしじむしょ 大阪市淀川区福祉事務所	〒532-8501	おおさかしよどがわくじゅうそうひがし 大阪市淀川区十三東1-18-21	06-6308-9872	
おおさかしひがしよどがわくふくしじむしょ 大阪市東淀川区福祉事務所	〒533-8501	おおさかしひがしよどがわくほうしん 大阪市東淀川区豊新2-1-4	06-4809-9872	
おおさかしたいしょうくふくしじむしょ 大阪市大正区福祉事務所	〒551-8501	おおさかしたいしょうくちしま 大阪市大正区千島2-7-95	06-4394-9872	
おおさかしひがしなりくふくしじむしょ 大阪市東成区福祉事務所	〒537-8501	おおさかしひがしなりくおおいまぎとにし 大阪市東成区大今里西2-8-4	06-6977-9872	
おおさかしいくのくふくしじむしょ 大阪市生野区福祉事務所	〒544-8501	おおさかしいくのくかつやまみなみ 大阪市生野区勝山南3-1-19	06-6715-9872	
おおさかしあさひくふくしじむしょ 大阪市旭区福祉事務所	〒535-8501	おおさかしあさひくおおみや 大阪市旭区大宮1-1-17	06-6957-9872	
おおさかしじょうとうくふくしじむしょ 大阪市城東区福祉事務所	〒536-0005	おおさかしじょうとうくちゆうおう 大阪市城東区中央3-4-29	06-6930-9872	
おおさかしつるみくふくしじむしょ 大阪市鶴見区福祉事務所	〒538-8510	おおさかしつるみくよこづつみ 大阪市鶴見区横堤5-4-19	06-6915-9872	
おおさかしあべのくふくしじむしょ 大阪市阿倍野区福祉事務所	〒545-8501	おおさかしあべのくふみさと 大阪市阿倍野区文の里1-1-40	06-6622-9872	
おおさかしすみのえくふくしじむしょ 大阪市住之江区福祉事務所	〒559-8601	おおさかしすみのえくみさき 大阪市住之江区御崎3-1-17	06-6682-9872	
おおさかしすみよしくふくしじむしょ 大阪市住吉区福祉事務所	〒558-8501	おおさかしすみよしくとのつじ 大阪市住吉区殿辻1-8-18	06-6694-9872	
おおさかしひがしすみよしくふくしじむしょ 大阪市東住吉区福祉事務所	〒546-8501	おおさかしひがしすみよしくひがしたなべ 大阪市東住吉区東田辺1-13-4	06-4399-9872	
おおさかしひらのくふくしじむしょ 大阪市平野区福祉事務所	〒547-8580	おおさかしひらのくひらのにし 大阪市平野区平野西3-5-5	06-4302-9872	
おおさかしにしなりくふくしじむしょ 大阪市西成区福祉事務所	〒557-8501	おおさかしにしなりくきしのさと 大阪市西成区岸里1-1-64	06-6659-9872	
さかいしさいほけんふくしそごう 堺市堺保健福祉総合センター	〒590-0078	さかいしみなみかわらまち 堺市南瓦町3-1	072-223-1101	
さかいしきたほけんふくしそごう 堺市北保健福祉総合センター	〒591-8021	さかいししんかなおかちよう 堺市新金岡町5-1-4	072-258-6751	
さかいしひがしほけんふくしそごう 堺市東保健福祉総合センター	〒599-8112	さかいしひきそうはらでらちよう 堺市日置荘原寺町195-1	072-287-8110	
さかいしなかほけんふくしそごう 堺市中保健福祉総合センター	〒599-8236	さかいしふかいさわまち 堺市深井沢町2470-7	072-270-8191	

さかいしみなみほけんふくしそごう 堺市南保健福祉総合センター	〒590-0141	さかいしもやまだい 堺市桃山台1-1-1	072-290-1810	
さかいしにしほけんふくしそごう 堺市西保健福祉総合センター	〒593-8324	さかいしおとりひがしまち 堺市鳳東町6丁600	072-275-1911	
さかいしみはらほけんふくしそごう 堺市美原保健福祉総合センター	〒587-0002	さかいしみはらちようくるやま 堺市美原町黒山782-11	072-362-8681	
たかつきふくしじむしょ 高槻市福祉事務所	〒569-0067	たかつきしとうえんちよう 高槻市桃園町2-1	072-674-7175	

### 1 5 虐待防止について

事業者は利用者等の人権擁護・虐待の防止のために、次のとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定します。

(虐待防止に関する責任者) 中山 崇 (管理者)

② 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を行います。研修を通して、従業員の人権意識の向上、知識・技術の向上に努めます。

### 1 6 秘密保持と個人情報保護について

従業員はサービス提供で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

### 1 7 第三者評価の実施状況について

第三者評価は受審しておりません。

けいやく ばあい い か かくにん  
(契約をする場合は以下の確認をすること)

サービス提供開始が可能な年月日 平成 年 月 日  
平成 年 月 日

しょうがいしゃたんきにゆうしょ しょうがいしゃ たい けいやくしょおよ ほんしよめん もと じゅうよう  
障害者短期入所にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基<sup>じ</sup>づいて、重要な  
事項を説明しました。

じぎょうしゃ  
事業者

しよざいち (所在地) おおさかふみなみかわちぐんたいしちようおおあざはた ばんち  
大阪府南河内郡太子町大字畑100番地1

めいしやう (名称) しゃかいふくしほうじん かしやうかい  
社会福祉法人 佳松会

り じちやう こにし きよみ いん  
理事長 小西 清海 印

せつめいしゃ (説明者) しめい 氏名 いん 印

わたし けいやくしょおよ ほんしよめん にゆうしよ しょうがいしゃたんきにゆうしょ じゅうよう じこ  
私は契約書及び本書面により、これから入所する障害者短期入所の重要な事項に  
ついて、事業者から説明を受けました。

りやうしや  
利用者

じゅうしよ  
(住所)

しめい (氏名) いん 印

じやうきほごしや だいにんにん  
上記保護者または代理人

じゅうしよ  
(住所)

しめい (氏名) いん 印

りやうしや かんけい  
(利用者との関係)